

健康保険法が変わります

—— 平成18年10月から順次実施 ——

進展する一方の少子高齢化社会を背景として、「増大し続ける医療費を抑制し、医療制度を将来にわたっていかに堅持していくか」に主眼を置いた医療保険制度の改正が行われ、平成18年10月から平成20年4月にかけて、患者の負担割合や健保組合からの保険給付の見直しなどを含めて順次実施されます。

SCHEDULE 「健康保険法」改正スケジュール

平成18年(2006年)10月実施

- 現役並みの所得がある70歳以上の自己負担割合が見直されます
- 一般および現役並みの所得がある70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます
- 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます
- 療養病床に入院する70歳以上の食費・居住費が自己負担になります
- 出産育児一時金の支給額が35万円に引き上げられます
- 埋葬料の支給額が5万円に引き下げられます
- 上位所得者である人工透析患者の自己負担限度額が2万円に引き上げられます



平成19年(2007年)4月実施

- 出産手当金・傷病手当金の支給額・支給範囲が見直されます
- 標準報酬月額の上下限と標準賞与額の上限が見直されます

平成20年(2008年)4月実施



- 前期高齢者(65～74歳)の医療制度が創設されます
- 後期高齢者(75歳以上)医療制度が創設されます
- 70～74歳のうち「一般」の方の自己負担割合が見直されます
- 70～74歳のうち「一般」の方の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます
- 乳幼児に対する自己負担軽減の対象年齢が3歳未満から義務教育就学前までに拡大されます
- 療養病床に入院する65～69歳の方の食費・居住費が自己負担になります
- 高額医療と高額介護の合算制度の創設
- 健康保険組合の保険料率の上限の見直し(現行3.0～9.5%→改正後3.0～10.0%)
- 健康保険組合等の保険者に予防健診等の義務づけ

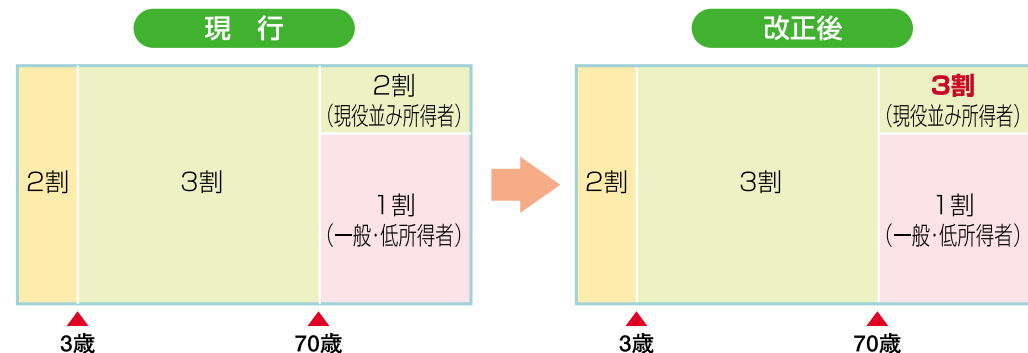
70歳以上の長期入院患者の食費・居住費の見直し

平成17年10月から介護保険の療養病床の食費・居住費が自己負担となったことを受けて、医療保険でも療養病床に長期入院する70歳以上の高齢者については、食費と居住費が、原則**自己負担**となります。

65歳から69歳の方についても、平成20年4月から同様の見直しが行われます。

高齢者の患者負担の見直し

現役世代との均衡を考慮した適切な負担をもとめる観点から、**現役並み所得**（月収28万円以上、課税所得145万円以上）がある**70歳以上**の方について、平成18年10月から2割負担が**3割**負担に引き上げられます。



保険料賦課基準の見直し

被保険者の皆さんに毎月納めていただいている保険料は、各自の収入に応じて決定される標準報酬月額によって算出されています。

現行では、39等級となっている**標準報酬月額**の上限・下限がよりきめ細かく見直され、平成19年4月から、それぞれ4等級ずつ増えて**47等級**になります。

また、賞与等にかかる保険料を算出する基準となる**標準賞与額**についても、**上限**が改定されます。

	現 行	改 正 後
標準報酬月額（上限）	98万円	121万円
標準報酬月額（下限）	9.8万円	5.8万円
標準賞与額（上限）	1回当たり200万円	年間540万円

出産手当金・傷病手当金の見直し

出産手当金と傷病手当金については、支給額に賞与を反映させるため、**支給水準**を引き上げる一方、**任意継続被保険者**には支給されないしくみとなります。

	現 行	改 正 後
出産手当金	産休中、1日につき賃金の6割相当額	賃金の3分の2相当額 ※資格喪失後6カ月以内の出産や任意継続被保険者には支給しない
傷病手当金	1日につき賃金の6割相当額（最長で1年6カ月間）	賃金の3分の2相当額 ※任意継続被保険者には支給しない



高額療養費の自己負担限度額の引上げ

高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ**賞与を含む総報酬額**に見合った水準に引き上げられます。

また、**人工透析患者のうち上位所得者**については、自己負担限度額が1万円から**2万円**に引き上げられます。



		現 行	
70歳未満	上位所得者（月収 56万円 以上）	139,800円＋（医療費－466,000円）×1％（77,700円）	
	一 般	72,300円＋（医療費－241,000円）×1％（40,200円）	
	低所得者（住民税非課税）	35,400円（24,600円）	
70歳以上	現役並み所得者 （月収28万円以上、 課税所得145万円以上）	個人単位（外来）	世帯単位（外来・入院を合計）
		40,200円	72,300円＋（医療費－361,500円）×1％（40,200円）
	一 般	12,000円	40,200円
	低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ Ⅰ （年金収入 65万円 以下等）	24,600円
			15,000円

		改 正 後	
70歳未満	上位所得者（月収 53万円 以上）	150,000円 ＋（医療費－ 500,000円 ）×1％（ 83,400円 ）	
	一 般	80,100円 ＋（医療費－ 267,000円 ）×1％（ 44,400円 ）	
	低所得者（住民税非課税）	35,400円（24,600円）	
70歳以上	現役並み所得者 （月収28万円以上、 課税所得145万円以上）	個人ごと（外来）	世帯ごと（外来・入院を合計）
		44,400円	80,100円 ＋（医療費－ 267,000円 ）×1％（ 44,400円 ）
	一 般	12,000円	44,400円
	低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ Ⅰ （年金収入 80万円 以下等）	24,600円
			15,000円

注1) 金額は1月あたりの限度額。〔 〕内の金額は多数該当（過去12カ月に3回以上高額療養費の支給をうけ4回目の支給に該当）の場合。
 注2) 公的年金等控除等の見直しによる最低年収額の引き下げ（高齢者複数世帯の場合621万円以上→520万円以上、高齢者単身世帯の場合484万円以上→383万円以上）にともない、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の高齢者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額が**一般並み**に据え置かれます。
 注3) 70歳以上75歳未満の者（一般・低所得者）の自己負担限度額は、平成20年4月創設の新たな高齢者医療制度による患者負担の見直し（1割負担から**2割**負担に引き上げ）にともない、個人ごと（外来）が12,000円から**24,600円**に、世帯ごと（外来・入院を合計）が44,400円から**62,100円**（多数該当44,400円）に変更されます。

現金給付の見直し

健康保険組合から支給する各種現金給付の額が変わります。出産育児一時金と家族出産育児一時金が**35万円**に引き上げられ、埋葬料は一律**5万円**に引き下げられます。

	現 行	改 正 後
出産育児一時金 家族出産育児一時金	1児ごとに30万円	1児ごとに 35万円
埋 葬 料	・被保険者：標準報酬月額の1カ月分（最低保障額10万円） ・被扶養者：10万円	一律 5万円

新たな高齢者医療制度の創設

新たな高齢者医療制度は、65歳以上75歳未満を対象とした「前期高齢者医療制度」と75歳以上の全員が加入する、独立した医療制度である「後期高齢者医療制度」から成り立っています。

● 前期高齢者医療制度 ●

しくみ 65歳から74歳の前期高齢者が、従来の制度に加入したまま、健保組合や国民健康保険組合等の保険者間における財政負担の不均衡を国が調整する。

患者負担 70歳未満は**3割**負担、70～74歳は**2割**負担（ただし現役並み所得者は**3割**負担）

経過措置 平成26年までの間、65歳未満の退職者を対象として現行の**退職者医療制度を存続**させる。

● 後期高齢者医療制度 ●

運営主体 保険料の徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行う。

費用負担 患者負担を除き、公費約5割、**現役世代からの支援金約4割**、高齢者からの保険料**1割**

患者負担 **1割**負担（ただし現役並み所得者は**3割**負担）

（注1）患者負担が1割から2割になる70～74歳の低所得者については自己負担限度額が据え置かれます。

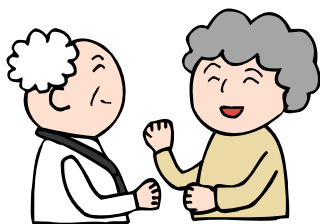
（注2）「老人保健法」は平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変わります。

乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大

乳幼児に対する医療費の自己負担軽減措置（3割負担のところを**2割**負担）の対象年齢が、現行の3歳未満から**義務教育就学前**までに拡大されます。



予防健診等の義務づけ



国や都道府県が中心となって、生活習慣病対策や入院日数の短縮などを主眼とした「医療費適正化計画」（5年計画）が推進されます。

この計画を実施するに当たっては、健康保険組合等の保険者に対しても、**40歳以上の被保険者・被扶養者**に対して、糖尿病などの生活習慣病の予防に着目した**健診・保健指導を行うことが義務づけ**られます。

高額医療・高額介護の合算制度の創設

医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、新たに設けられる**合算した場合の自己負担限度額**を超えたときは、被保険者からの申請にもとづいて**負担が軽減**されます。

●医療と介護の自己負担を合算する場合の限度額

	自己負担限度額
75歳以上の一般の方	年間56万円
70～74歳の一般の方	年間62万円
70歳未満の一般の方	年間67万円